

# 総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 26 年 2 月 13 日
開会時刻	午前 10 時 58 分
閉会時刻	午前 11 時 59 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	工村 一三
署名者	
担当書記	津村 将彦
審議議案	総合計画の策定方針について
	機構改革について
	再任用について《報告案件》
	定員管理計画について《報告案件》
	財政収支見通しの時点修正について《報告案件》
	朝熊大型共同作業場の廃止について《報告案件》
	コミュニティ放送整備補助金の経過について《報告案件》
	救急ワークステーションの試行運用について《報告案件》
説明者	総務部長、職員課長
	情報戦略局長、行政経営課長、行政経営課副参事
	環境生活部長、環境生活部参事、人権政策課長
	消防長、消防次長、消防課長
	ほか関係参与

## 審議結果並びに経過

中村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「総合計画の策定方針について」、及び「機構改革について」審議され、その後「再任用について」、「定員管理計画について」、「財政収支見通しの時点修正について」、「朝熊大型共同作業場の廃止について」、「コミュニティ放送整備補助金の経過について」、及び「救急ワークステーションの試行運用について」報告され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前 10 時 58 分

### ◎中村豊治委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は 8 名でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、総合計画の策定方針についてほか 7 件であります。案件名につきましては、御手元に配付の一覧表のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中村豊治委員長

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## **【総合計画の策定方針について】**

### ◎中村豊治委員長

それでは初めに、総合計画の策定方針についてを御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

### ●森井情報戦略局長

本日は、委員の皆様方、何かと御多用のところ、総務政策委員会に引き続きまして、協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日御協議、あるいは御報告させていただきます案件につきましては、委員長、御案内のとおり 8 件となっております。

詳細につきましては各担当課長のほうから御説明させていただきますので、何とぞよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます

◎中村豊治委員長  
行政経営課長。

●大西行政経営課長

それでは、総合計画の策定方針について、資料1に基づき御説明いたします。

1 総合計画につきましては、市のまちづくりの基本理念とその理念に基づく市政運営のあり方を示すものとして策定をしております。

次に、2 計画策定の背景について、これまでの経緯も合わせて御説明をさせていただきます。

平成24年度までは、みんなのまちの計画を総合計画とし、基本構想については期限を設けずに、また基本計画については、平成20年度から平成24年度までの5年間とし、市政運営に取り組んでまいりました。

また総合計画とは別に、市長の実行する政策を整理し、政策集として伊勢市やさしさプランを策定し、双方においてその進行状況を管理してまいりました。

平成23年には地方自治法が改正され、市町村の総合計画の策定義務が廃止されました。そのことにより、市町村自らの責任において、より政策的裁量が発揮できる状況となりました。

一方、社会情勢の変化として人口減少、少子化、高齢化が進展し、市政運営にも影響が出てまいります。

こうした中、これまでの検証も踏まえ、平成25年度は1年間の市政方針として、平成25年度市政運営計画を策定し、行政運営を行っております。

今後は、効率性やわかりやすさの点から、これまでの総合計画と市長政策集を一体的なものとして進行管理できるよう、期間を市長任期の4年間とした総合計画を策定してまいりたいと考えております。

次に3 総合計画の構成について説明いたします。

従来の計画は、構成として基本構想、基本計画、実施計画の三層構造としてまいりました。次の総合計画は、資料にお示しのとおり基本構想と基本計画の二層構造を考えております。

基本計画のところに、基本方針と各分野における課題、取り組み、目標を包含させることで、従来の実施計画と一体化をさせ、それぞれの課題に対する取り組みを明示することといたします。

2 ページをごらんください。

丸1、基本構想はこれまでの構想、「美し風起つ回帰新生都市」、こちらを次期の総合計画の基本構想、目指す将来像として引き継いでまいります。

丸2、基本計画については、基本構想の理念に基づく行政運営の指針とし、将来像の実現に向けた課題とそれらに対する行政の取り組みを分野ごとに体系的に示してまいります。

既に策定されている個別の計画でありますとか主要な取り組みも、基本計画に包含をしてまいります。

次に、4 基本計画の計画期間、こちらにつきましては市長任期とあわせた平成26年度から平成29年度の4年間といたします。

次に、5 行政運営に生かす総合計画、このような総合計画を考えております。

図のように総合計画、Pに基づきまして、事業立案、そしてD、実施取り組み、予算、そして事業実施、そしてS、行政評価、決算という、PDSサイクルを回し、より効果的な事業、効率的な実施を目指してまいります。

3 ページをお願いいたします。

6 総合計画の策定に向けての体制について御説明させていただきます。

策定体制を、模式図で示しております。この図で、左側でございます総合計画審議会につきましましては、3月定例会に設置条例の提案をさせていただき、4月に立ち上げたいと考えております。

策定の流れといたしましては、7の策定スケジュールと重なりますが、まず庁内の策定会議で市の現状、抱える課題など、これまでの状況なども踏まえ、現在の市政運営計画を柱に、年度内に庁内案を作成してまいります。

その庁内案を、新たに設置を予定しております審議会に諮問をさせていただくとともに、市議会の皆様と随時、協議をさせていただいたのち、総合計画の素案をパブリックコメントいたします。

市民の皆様から御意見をいただき、審議会、市議会での協議、そして審議会からの最終答申をいただきましたら、9月を目途に総合計画として決定、公表をしてみたいと考えております。

以上、総合計画の策定方針について御説明をいたしました。御協議のほど、よろしくお願いをいたします

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いいたします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい。御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【機構改革について】

◎中村豊治委員長

次に、機構改革についての説明をお願いいたします。  
職員課長。

●江原職員課長

それでは、機構改革案につきまして御説明申し上げます。

資料2を御高覧願います。

今回の機構改革につきましては、市長の2期目にあたりまして、より一層行政効率を高

め、市民の皆様が利用しやすい組織にするとともに、市の重要施策である防災機能の充実強化を図るため、平成 26 年 4 月の定期異動にあわせて機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、その概要につきまして御説明申し上げます。

まず総務部におきましては、危機管理部門を部組織として独立させまして、危機管理部を新設し、危機管理課及び防災施設整備課を設け、危機管理に関する業務を移管するものでございます。

次に情報戦略局におきましては、行政経営課で担当いたします企画部門と財政部門を分離独立させまして、それぞれ新設する企画調整課及び財政課に移管するものでございます。

健康福祉部におきましては、生活支援課につきまして生活保護に関する業務以外を、新設する福祉総務課に移管するものでございます。

また、長寿課と障がい福祉課を統合し、高齢・障がい福祉課とし、長寿課の地域包括支援センターの業務を介護保険課に移管するものでございます。

教育委員会事務局におきましては、生涯学習・スポーツ課で担当いたします生涯学習部門とスポーツ部門に分離独立させ、それぞれ新設いたします社会教育課とスポーツ課に移管するものでございます。

以上が見直しの概要でございまして、部課の数といたしましては、19 部 76 課が 20 部 79 課となりまして、1 部 3 課の増加ということになります。

次に、本件につきましての市民の皆様への周知でございますが、危機管理部の設置につきましては行政組織条例の改正が必要となりますことから、この 3 月定例会で御審議いただくことといたしておりますが、その他の機構につきましては、速やかに規則改正を行いまして、3 月 15 日号の広報いせなどによりまして、市民の皆様にお知らせいたしたいと考えております。

以上、機構改革案につきまして御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。ありますか。

野崎委員。

#### ○野崎隆太委員

少しちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

今回、例えば危機管理部なんかで専門のわかりやすい部署ができるのはいいかなと思う部分もあるのですけれども、全体的な考え方として、組織でどんどん課がふえてきて、これを一回集約したような流れがあったかと思うのですけれども、これは今回、集約から一度、決して後退するという表現も違うかとは思っているのですけれども、組織としては一度、広がるわけなのですけれども、今後、組織としてはスリム化をしていく方向で考えているのか、それとも、とりあえずフラットにして、ここをスタートにして考えていくつもりなのか、その辺のもしお考えがありましたらお聞かせをいただければと思いますでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

できるならばスリム化をいたしたほうが良いというふうなところもございますが、ただ例えば国からの権限移譲であったりとか、これからの大規模なプロジェクトであったりとかいうふうなところ、こういうところも見た中で、各課の担当業務がふえてくるというふうなところ、例えば生活支援課でございますと、今回は社会福祉法人の監査業務であるとか、あと、給付金の関係、そういったところがふえてくるというふうなところでございます。各担当課ではちょっと処理し切れない部分というのもございます。

そういったところを分けまして、できる限り効率的なところで業務を進めていければというふうなところで考えております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

基本がスリム化ということで、その方向を確認させていただいたので、そこはいいかなと思うのですけれども、今その各担当課の業務というような話がございましたので、一つちょっとお伺いをしたいのですけれども、教育委員会さんの今回、生涯学習・スポーツ課が社会教育課とスポーツ課というような形で二つに分かれることになりました。

この下のスポーツ課のほうなのですけれども、今、どのような課題があってスポーツ課に分けたのかということと、今後どのように変えていくつもりなのかということで、その方針だとか課題だとか今、大きく見えているものがあれば御披露をいただきたいと思うのですけれども。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

スポーツの部門につきましては、市長が重要施策ということで掲げておりますスポーツ誘客というふうなところ、集大会の関係もございますが、そういったところとか、あと、この先、平成33年だったと思うのですが国体が三重県に誘致されるというふうなところ、こういった準備、こういったところを見据えた形の今回、分離というふうなところがございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。

今、課長さんがおっしゃっていただいたとおりといいですか、スポーツというのは、僕が思うに教育の側面と体力づくり、それから今、言っていただいた競技の視点と、伊勢においてはスポーツ観光といった三つの視点が大きくあるのかなと思うのです。

その中で、例えばフットボールヴィレッジができたときにも、実際どこの組織がああ施設を持つのかという話であったりだとか、お伊勢さん健康マラソンのときも、生涯学習・スポーツ課の中で運営できる規模の大会なのかとか、逆にこれから例えば、収益事業に近いような大会に変わってきたときに生涯学習・スポーツ課が、特に教育というもともとの理念がございまして、収益事業を行うのにそもそも適切なのかというような課題が多くあったと思っております。

そういったことも含めてやっぱり考えていかないといけないと思うのですけれども、今後の話をするつもりはないのですけれども、今言ったその例えばスポーツ観光の側面とか競技、教育は当然だとしても、そういったスポーツ全般のものをこれから教育委員会として全て、先ほどのスポーツ誘客も含めて担っていくというようなことで考えてよろしいのでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

教育委員会、私どもヒアリング等をさせていただく中でも、教育委員会側といたしましても例えば市民への例えば健康づくりであるとか、学校のスポーツの関係、それから市内のスポーツ関係、それから今、おっしゃられましたような集大会であるとか国体の関係、こういったところを今後、教育委員会の中でも整理していかなければいけないというようなところは聞いております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。

これからの課題として、これから整理していかなければいけないというような御答弁をいただきましたので、これで終わりにしようかと思うのですけれども、やっぱりその大きな施設を、倉田山公園の野球場もそうですけれども、整備をしていく中で、結局利用者、当然それは事業者が利用することもありますし、ひょっとすると、伊勢にプロチームが来てプロ興行の形でやらせてくれというような話がこれから来るかもしれないときに、一体どの側面で見たらいいのだろうかというので、組織がこうだからそれが弊害になるようなことができればない方がいいかなと思っておりますので、そういう形で、いろんな側面から見直しをしていただければ、それでいいかなと思っておりますので、ありがとうございます。

す。

◎中村豊治委員長

他に御発言がありましたらお願いします。  
品川委員。

○品川幸久委員

今回、1部3課ふえるというようなことで当然、危機管理部については重要なところで分けられたと思います。

この前、産業建設委員会で、中心市街地活性化プランなどが出ましたよね。昔はこれまち推がやっていたやつだと思いますけれども、今は都計が持っている。

それも本来なら聞き方によるとこれは商工が持つ仕事ではないのかなというようなこともあって、細分化されるのはいいのですけれども、大事なことは縦割りにならないということが大事だと思います。

例えば観光へいっても、それは企画の仕事です、これは事業の仕事ですというふうになるといけませんので、その点はさらに横の連携を深めていただいて、どちらへ聞いても答えられるようにしていただきたい。それだけ言って終わっておきます。

◎中村豊治委員長

他にございますか。  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと聞かせてください。

教育委員会のこれを見ていると、相対的に昔に回帰している。前はみんなこういう課だったのです。

だけど高い理念を持って、いろいろ理由があって、経営とかいろいろな課ができてきたのです。また昔に戻ったのですね、感覚としては。

そこで教育委員会の中で、生涯学習・スポーツ課を社会教育とスポーツ課に分けた。スポーツ課は今、野崎委員が言ったようなのでいいと思うのですが、社会教育と、ずっと前からあります文化振興課というのは、事務分掌的にどこが目玉になるのですか、メインに。そこだけ教えてください。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

まず社会教育課につきましては、今やっております、市民の皆さんへの生涯学習というふうなところ、先ほども申しましたがそういうところになってくるかと思えます。

それから文化振興課につきましては、市内の文化、例えば市民芸能祭であったりとか、

美展とかそういうふうな形、それからあと市内の文化財の発掘であるとか保護とか、そういうふうなところ、こういうふうなところになってこようかと思っております。

◎中村豊治委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

特にそうやって社会教育課というのを新設しないといけないということで、したのでしようけれども、ちょっとそこら辺が新しい課を新設して対応していくべきかなという若干の疑問があるので、事務分掌は規則がまだ出ていませんので細かくはわかりませんが、そういう感じを受けましたのでちょっと聞かせていただきました。

ありがとうございました。

◎中村豊治委員長  
他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【再任用について《報告案件》】

◎中村豊治委員長  
続いて、報告案件に入ります。  
初めに、再任用についての報告をお願いいたします。  
職員課長。

●江原職員課長

それでは、当市におきまして運用いたします再任用制度の概要について御説明申し上げます。

今般、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることによりまして、職員の定年退職後、無収入期間が発生することとなりますことから、国家公務員におきましては定年退職する職員の再任用の義務化が閣議決定されたところでございます。

地方公務員におきましても、本閣議決定を受けまして、総務副大臣から雇用と年金を確実に接続するよう要請があったところでございます。

当市におきましても、定年退職者の年金への接続を確実にするとともに、豊富な知識と経験を持った人材を有効活用するという観点から、再任用制度を運用することといたしたいと存じます。

それでは資料3を御高覧願います。

まず対象者につきましては、定年退職を迎えた職員といたします。

任期につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までといたします。

なお、以降、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられますことから、任期につきましてもこれに合わせて更新していきたいというふうに考えております。

勤務形態につきましては短時間勤務とし、勤務時間につきましては週 15 時間 30 分から 31 時間の範囲といたしますが、再任用職員につきましては正規職員として位置付けておりますことから、本格的な業務を行わせることといたしております。

次に休暇につきましては、職員と同様に付与いたします。

給与につきましては、お示しいたしました給料表を運用いたしまして、それぞれの勤務時間に応じて支給することといたします。

なお、平成 26 年度につきましては、再任用職員が行う業務内容を考慮いたしまして、一般職給料表及び技能労務職給料表の 2 級を適用いたしたいと考えております。

次に諸手当につきましては通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当を支給することといたしております。

その他、服務、分限、懲戒、災害補償につきましては、職員に適用される制度と同様でございます。

なお、消防職員につきましては特定消防職員、課長補佐級以下の職員でございますが、6 年遅れで支給年齢の引き上げが実施されますことから、当面はこれらを除きます課長級以上の職員を対象として制度を運用していくことといたしております。

説明は以上でございます。

#### ◎中村豊治委員長

本件につきましては報告案件であります。特にありません。

小山委員。

#### ○小山敏委員

ちょっと教えてください。

今までも定年退職した後、嘱託職員として残っている職員もいたと思うのです。今もいると思うのですが、退職したあと嘱託職員として残る人と、この再任用制度の違いがちょっとわからないのですが、その辺をお願いします。

#### ◎中村豊治委員長

職員課長。

#### ●江原職員課長

嘱託職員につきましては、嘱託職員の当市で運用いたします要綱がございますので、それに基づいて運用させていただく。再任用制度につきましては、嘱託職員につきましては定年退職をしてその後、嘱託職員となっておる職員も、嘱託職員の範囲ということで、それと再任用職員につきましては、先ほど申し上げましたけれども、年金の支給開始年齢まで再任用として雇用いたします。

それで職務については正規職員と同様ということでございます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

それでは、希望すれば定年退職した方は皆、残れるのでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

基本的には、制度としては選考をいたしまして雇用するという事になっておりますが、希望される大部分の方を雇用するような形になるというふうには考えております。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

そうすると、新規採用に影響を及ぼさないか、ちょっとその辺が心配なのですが、再任用される方がたくさん出た場合に、もう新規採用する余地がなくなるのではないかと思うのですが、その辺はちょっとどういうふうに考えていますか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

再任用職員につきましては定数外ということで取り扱いをいたしておりまして、この後御報告させていただく定員管理、これの定数外というような取り扱いでございますが、今後いろいろ大規模なプロジェクトであるとか、国からの権限移譲というようなことがあって業務量が増加するようなどころも出てくるかと思われま。

そこに職員を充てなければいけないというようなどころもありますので、この再任用職員に担っていただくというふうなところも含めまして、弾力的な運用でやっていきたいなというふうには考えてはおります。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

はい、わかりました。

そうすると再任用した人がたくさん出たからといって、新規採用がゼロになってしまうということはないわけですね。

◎中村豊治委員長  
職員課長。

●江原職員課長

基本的にはそういうことですが、以降の業務量であるとか、人員であるとか、いうふうなところを勘案しながら、ちょっと考えていかなければいけない。今後の課題かなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長  
小山委員。

○小山敏委員

そうすると、年金が出るまでの給与のためにという、高齢者の再雇用は非常にいいと思うのですが、高校を卒業して伊勢を出て、よその大学に行っている場合、卒業後伊勢に戻ってきたくても新規採用の道が閉ざされてしまいますと、逆に伊勢に戻ってくる人の芽を摘んでしまうことになりますので、その辺もどのように考えておられるかちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
職員課長。

●江原職員課長

ちょっと先ほども申し上げましたが、この後また定員管理の御報告をさせていただく予定でありますが、定員につきましては今、委員さんがおっしゃられたようなことも考えながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

◎中村豊治委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

一点だけ確認をさせてください。

先ほど次の定員管理の話があったのですけれども、そこには触れないように質問させていただこうかと思うのですけれども、一点だけ。

今回、再任用で職員さんが一度退職されてからもう一度任用されるというのはこれ、全国的な流れですので、当然理解をするところですし、必要な措置であるとは十分認識をしているのですけれども、今、伊勢では何度か質問でも取り上げられておりますが、嘱託さんであるとか正規職員の割合というのが低下して、それ以外の職員さんが大分ふえてきた

ような話がところどころでやはり聞かれております。

その中で今回、再任用という形で一応正規の形ではあるのだけれども、それ以外の形で勤務してもらう人がでてきて、先ほど待遇の話がちょっと出たと思うのですけれども、今回、諸手当で期末手当、勤勉手当というのが出るような形になっております。

当然、皆さん御存じだと思うのですけれども、嘱託の職員さんたちに関してはこの期末勤勉というものは出ておりません。

このあたりの実際の勤務時間から見たら、嘱託の職員さんのほうが多分恐らく長い時間を勤務することになるのではないかなと思うのですけれども、このあたりの待遇差についてお考えだけお聞かせをいただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

再任用職員につきましては、地方自治法で規定されております。地方自治法の 203 条の 2 でございます。

これとあと 204 条、ここで規定されておまして、期末勤勉の手当てを支給することができるというふうなことで、これにつきましてはこれに基づいて条例で規定して支給するというふうなことで行っておるところでございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

決して諸手当の中で期末勤勉の手当を出すのに反対をしているわけではないのです。

むしろそこに待遇差があることについてどう考えているのかという質問なのですけれども。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

御指摘のことはごもつともでございます。

現在、これから例えば嘱託職員であるとか臨時職員、こういった方の待遇面についても検討課題であるというふうな認識はしておまして、そのような形でちょっと取り組んでいかなければいけないなというふうなことは考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長

本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【定員管理計画について〈報告案件〉】

### ◎中村豊治委員長

次に定員管理計画についての報告をお願いいたします。  
職員課長。

### ●江原職員課長

それでは、当市におきまして平成 20 年度から平成 24 年度の期間、取り組んでまいりました伊勢市定員管理計画の取り組み結果について御説明申し上げます。

資料 4 を御高覧願います。

1 ページをごらんください。

下段に平成 18 年度から平成 25 年度までの 4 月 1 日時点の職員数の推移と組織の数をお示しております。

伊勢市の総職員数は、平成 17 年 11 月の合併時 1,737 人でスタートいたしまして、平成 25 年 4 月時点で 1,392 人ということで、345 人の削減をいたしたところでございます。

次に 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

中段では今回の定員管理計画の対象であります消防、病院、広域派遣の職員を除きました進捗結果についてお示ししております。

結果、計画期間中、1,050 人を 877 人に削減し、削減目標数の 165 人を上回る 173 人の削減をいたしたところでございます。

3 ページにおきましては職種別の年度別採用退職者数、部門別の職員数の推移を、また 4 ページには職種別の職員の年齢構成をお示しいたしております。

4 ページ下段から 5 ページ上段にかけては、定員管理計画の実施期間の人件費の削減状況をお示しいたしております。

5 ページ上段をごらんいただきたいと存じます。

5 年間の削減実績といたしましては 38 億 712 万円でございます。

次に下段をごらんいただきたいと存じます。

県内の職員数の状況でございます。四日市市を除きます 13 市中、当市の人口 1 万人当たりの職員数は 68.8 人ということで、低いほうから数えて 4 番目ということでございます。

次に 6 ページから 7 ページにかけては、全国の類似団体との職員数の比較等をお示しております。

7 ページをごらんいただきたいと存じます。

中段からは職員の勤務状況をお示ししております。

下段をごらんください。

時間外勤務の状況でございます。

平成 23 年度までは 1 人当たり年間 100 時間前後で、ほぼ横ばいの状況でございましたが、これにつきましては職員数を削減する中で、各所属において時間外削減に向けた取り組みを行うとともに、職員一人一人がカイゼンの意識を持ち業務に取り組んできた結果であるとと考えております。

ただ、平成 24 年度につきましては前年度比約 14 パーセント余り増加しておりますこと

から今後、注視が必要であると考えております。

8 ページにおきましては年次有給休暇の取得日数、メンタルヘルスによる休職者、病休者の数をお示ししております。

9 ページをごらんいただきたいと存じます。

毎年度末に人材育成に関する職員アンケートを実施しておりますが、その結果でございます。平成 21 年と平成 25 年、それぞれ 2 月に実施したものを比較しております。

結果、仕事についての量的負担、精神的負担が軽減され、自分の仕事にやりがいを感じている職員の割合が高くなっているような状況でございます。

これらにつきましては、職員を削減する中で、業務に対するカイゼンの意識の定着や、各種研修におけます業務スキルの向上、また職場でのコミュニケーションの向上など職場環境の改善が図られた結果であると考えております。

説明は以上でございます。

◎中村豊治委員長

本件につきましては報告案件であります。特にありますか。

小山委員。

○小山敏委員

この定員管理計画の 25 年度までの進捗状況の報告なのですが、26 年度以降が書いてないのですけれども、これはもう削減計画が予定を上回るほど十分達成したということで、今後はこのままの推移でいくというふうに認識してよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●江原職員課長

今後につきましては、今回の検証結果を踏まえまして来年、例年ですと春ごろに職員の採用計画を御報告いたしておりますが、それまでに方向性については決めていきたいなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【財政収支見通しの時点修正について〈報告案件〉】

◎中村豊治委員長

次に財政収支見通しの時点修正についての報告をお願いいたします。

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

それでは財政収支見通しの時点修正につきまして、御説明を申し上げます。

今回、提出をさせていただきました伊勢市の財政収支見通し平成 26 年 2 月修正版、こちらにつきまして、その位置づけと作成の目的につき、冒頭、御説明を申し上げます。

御案内のとおり、財政収支見通しにつきましては去る平成 22 年 8 月、平成 23 年度から平成 27 年度までの推計を行った、5 年間の中期財政収支見通しを策定し、御報告をいたしました。

これは新市建設計画の財政計画を上位計画としつつ、当該計画策定後の社会経済情勢、地方財政制度改正等を踏まえ、財政計画の後期 5 年間につきまして、各項目の推計に時点修正を加えたものと位置づけてまいりました。

今回、策定いたしました財政収支見通しにつきましては、5 年間の見通し期間、23 年度から 27 年度のうち 2 カ年の決算を終え、本年度、25 年度でございますが、中間年となりますことから、先の 2 カ年の決算の状況を分析し、収支見通しの期間の変更をすることなく、改めて現時点での修正を行ったものでございます。

国・地方を取り巻く財政状況は依然として厳しく、国の動向や地方財政の将来見通しが非常に不透明な現状でありますこと、また平成 26 年度におきましては、総合計画の策定及び新市建設計画における財政計画の期間延長を予定しておりますことから、今回は推計期間の変更を伴わない時点修正にとどめることとし、時期を見て新たな中期財政収支見通しの策定に着手することといたしております。

今回の修正版は、合併後 8 年を経過する中、平成 23 年度・24 年度 2 カ年の決算数値を基礎として、当市の財政規模、財政力、特性等を確認し、また現時点の制度を基準に、見通しの期間後半となります平成 27 年度までの財政全体の方向性、特に経費別のおおむねの枠組みを推計するものと位置づけております。

資料 5 の 1、伊勢市の財政収支見通しをごらんいただきたいと思います。

まず 1 ページから 2 ページにかけては、冒頭御説明申し上げましたが、本計画の位置づけと作成の目的、収支見通しにおける推計の前提条件を記載してございます。

推計の前提条件におきます基本的事項としましては、収支見通しの期間を、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間とし、普通会計の基準での試算を行っております。

次に具体的な数値において、財政収支見通しを行うに当たっての大前提といたしましては、現行の地方財政制度を基本に平成 23 年度・24 年度の決算状況を勘案し、現時点で把握しうる範囲で推計しており、歳入歳出を推計するに当たりましては個別の前提条件の主だったものにつきましても、その概要を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

これらの条件を前提といたしました推計の結果が、年次別財政収支見通しとしまして 3 ページに記載させていただいております。

歳入歳出ともに、平成 23 年度・24 年度は決算額を、平成 25 年度以降は決算を見越した推計値として記載をしております。

各年度の全体像といたしまして、平成 25 年度は、国営宮川用水二期事業負担金の支出などにより、臨時的に決算の規模が大きくなると推計しておりますが、本年度以降は消防本部庁舎・防災センターの新設を初め、避難所の整備、小中学校の統合校整備といたしました

大型普通建設事業を予定しておりますことから、徐々に逡増していくものと推計をいたしております。

平成 22 年 8 月の策定時点と歳出ベースで比較をいたしますと、各年度及びそれぞれの項目におきましては大きく増減いたしております。推計期間 5 年間を通し、全体といたしましては、75 億 6,200 万円の増額になると見込んでいるところでございます。

次に 4 ページ、5 ページにつきまして、本財政収支見通しの結果、地方債残高及び基金残高がどのように推移するのかを記載してございます。

まず地方債残高でございますが、こちらにつきましては平成 27 年度末時点での見通しにおきまして、493 億 9,700 万円を見込んでおりますが、当初の見込みと比較いたしますと 28 億 3,200 万円の増加となっているところでございます。

これは平成 19 年度に一括積み立てをいたしました地域振興基金造成分、こちらにつきましてはほぼ償還が終了してくるものでございますが、計画期間中におきます臨時財政対策債の発行を毎年、約 23 億円程度見込んでいるところが大きい要因と言えらると思っております。

基金の残高につきましてはですが、こちらにつきましては財政調整基金の残高につきましては、平成 27 年度末時点で 85 億 9,400 万円と見込んでおりますが、当初の見込みと比較いたしますと、56 億 3,100 万円の残高の増額となっております。

これは平成 23 年度・24 年度におきまして、財政調整基金を取り崩すことなく決算を終えられたこと。さらに平成 24 年度におきましては 5 億 4,000 万円の基金積み立てができましたこと。また平成 25 年度から 27 年度までの見込みにおきまして、当初見込みと比較いたしますと約 3 億円ほど取り崩しの額を減額することとなったこと等によるものでございます。

次に 6 ページをごらんいただけますでしょうか。6 ページには財政収支見通しに基づく、プライマリーバランスの推移を記載してございます。

当初見込みでは平成 25 年度以降、黒字を見込んでおりましたが、赤字見込みに変更しております。これは臨時財政対策債の影響が多分にあるものの、総額管理その他さまざまな視点からより適正な公債管理を図り、地方債発行に係る財政規律を高めていくことで、黒字化へ転換をしてみたいというふうに思っております。

また資料 5 の 2 といたしまして、平成 22 年 8 月作成分と今回作成の年次別の財政収支見通しとの比較表も添付してございます。あわせて御高覧賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本市の財政状況は今後も引き続き、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中に置かれるものと考えております。

本財政収支見通しでお示しいたしました各経費別のおおむねの枠組みを目安に、選択と集中を柱に、思い切った事務事業等の取捨選択を進めていくことが必要であり、より一層、慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、この財政収支見通しでは、計画的な行財政運営を進めるための目安といたしております。今後の各年度の予算編成に当たりましては、その時点での制度改正、また国の地方財政対策などを踏まえまして、具体的に内容を定めていくこととし、個々の財政需要等に適切に対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、簡単ではございますが財政収支見通しにつきましての御説明とさせていただきます。

◎中村豊治委員長

本件につきましては報告案件でありますので、この程度で終わります。

**【朝熊大型共同作業場の廃止について〈報告案件〉】**

◎中村豊治委員長

次に朝熊大型共同作業場の廃止についての報告をお願いいたします。

人権政策課長。

●西川人権政策課長

それでは人権政策課から伊勢市朝熊大型共同作業場の廃止について、御報告申し上げます。

御手元の資料6をごらんください。

当該施設は、伊勢市朝熊町1999番地に位置する軽量鉄骨プレハブ造平屋建て2棟、延べ床面積392.04平米を有する施設でございます。

地域改善対策特別措置法のもと、同和対策事業として何らかの社会的事情により、半失業の状況に置かれている者に対し、仕事の場の確保を目的に設置された施設であり、同和地区住民の就労の場を確保することにより、経済的・文化的水準の向上を目指すこととしたものでございます。

昭和57年に完成後、平成5年度末までの7年9カ月は電子部品の組み立て企業が、平成7年6月20日から平成10年度末までの3年9カ月余りは額縁の製造加工会社が事業を営み、地区住民を含む雇用の場として活動しておりましたが、その後は経済状況の悪化に伴い、新たに施設の使用を希望される企業もあられず、平成11年4月以降は放置された状態であります。

施設は軽量鉄骨プレハブ造で築後三十有余年経過し老朽化も進んでおり、また防犯上の懸念から取り壊しを望む声も地域から出ておりました。

市としましては、施設建設時と比較して地域の雇用状況も向上したこと、同和立法も失効し人権施策が一般対策事業として進められていること、また他施設を活用した就労支援も可能なことから当該施設の廃止を決定したところでございます。

施設機能の廃止については、既に地域にも同意を得て厚生労働省との協議も終わり廃止についての合意形成が図られたところです。

また、来る3月議会において設置条例の廃止について御審議いただきたいと考えております。

なお、跡地については条例の廃止後、財源確保の観点からの売却の方向で調整を進めております。

以上が、伊勢市朝熊大型共同作業場の廃止についてでございます。

何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さん。

本件につきましては報告案件でありますので、この程度で終わります。

## 【コミュニティ放送整備補助金の経過について〈報告案件〉】

### ◎中村豊治委員長

次にコミュニティ放送整備補助金の経過についての報告をお願いいたします。  
環境生活部参事。

### ●奥野環境生活部参事

それではコミュニティ放送整備補助金の経過につきまして、御報告をさせていただきます。

この制度は、今年度から平成 27 年度までの 3 年間の補助制度でございます。

制度導入の 4 月から順次、中学校区単位、小学校区単位、自治会の連絡協議会等で自治会長対象の説明会を開催し、また要請のあった個々の自治会にも総会や役員会の場へ出席をし、説明会を 36 回ほど開催をさせていただきました。

さらに個別に自治会長さん等の相談にも対応させていただいたところがございます。  
資料 7 をごらんください。

今年度、4 月から 1 月末までに整備に取り組み、補助金の交付申請があった自治会数、総事業費、補助金額を整理したものが上段の表でございます。

上から、拡声放送設備の整備に取り組みました自治会は 2 自治会で、整備費 726 万 750 円に対しまして、補助金 447 万円を交付いたしました。

次に戸別受信機を御利用いただく放送設備の整備に取り組みました自治会は 9 自治会で、整備費 8,378 万 7,900 円に対し、補助金 5,585 万 4,000 円の交付決定をいたしました。

三段目、メール配信設備を御利用いただく設備の整備に取り組みました自治会は 5 自治会で、整備費 1,722 万 6,000 円に対しまして、補助金 1,148 万 4,000 円の交付決定をいたしております。

合計、16 自治会の取り組みに対し、7,180 万 8,000 円の交付決定をいたしております。

続いて中段の、平成 25 年度中の予定でございます。

現在、交付申請はされておりませんが、年度内の整備を検討され、業者と工事や納期について調整を行っている自治会がございますので、予定といたしまして掲載をさせていただいております。

拡声放送設備が 1 自治会、戸別受信機を利用する放送設備を 1 自治会、メール配信設備が 2 自治会で、補助金の見込み額が合計 1,767 万 6,000 円でございます。

なお、新年度予算につきましては、各自治会宛てに今後の整備予定の意向調査を行った結果に基づきまして、予算計上させていただいたところがございます。

以上、コミュニティ放送整備補助金の経過につきまして御報告を申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

### ◎中村豊治委員長

このコミュニティ放送につきましては、予算の段階でいろいろ議論をされた内容ですの

で、特にありましたら。御発言がありましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件はこの程度で終わります。

### 【救急ワークステーションの試行運用について〈報告案件〉】

◎中村豊治委員長

次に救急ワークステーションの試行運用についての報告をお願いをいたします。  
消防課長。

●中上消防課長

それでは、救急ワークステーションの試行運用について御説明させていただきます。  
資料 8 の 1 ページをごらんください。

まず、救急ワークステーションの概要でございます。救急ワークステーションとは、救急車と救急救命士を含む救急隊員を病院に派遣又は常駐させて、平常時は病院実習を行い、緊急時は病院から救急出動する体制でございます。

運用方式には、曜日と時間帯を定めて救急隊を病院に派遣する病院派遣型と、病院内に消防機関の機能を持たせた救急隊の拠点となる分署、出張所といった施設を設置し、救急隊が常駐する施設設置型があります。

次に目的でございます。一点目としまして、アの救急救命士、救急隊員の研修・教育拠点の確立でございます。救急隊員の教育拠点として医師から直接教育を受けることで、救急救命士等のレベルアップを目指します。

2 ページをお開きください。

二点目としまして、イの病院と消防本部との連携強化が図られます。

そして三点目としまして、ウの救急隊員と医師との連携強化にもつながり、医師から直接指示、助言を受やすく、さらなる救命率の向上が期待できます。

以上の結果としまして、エの救急救命士、救急隊員のレベルアップを図り、病院と救急隊、消防本部との連携を強化し、質の高い救急サービスを市民に提供することができます。

次に全国の運用状況でございます。平成 24 年度現在、全国 791 消防本部中、57 消防本部が運用を行っております。44 消防本部、77.2 パーセントが病院派遣型でございます。

3 ページをごらんください。

三重県内の運用状況でございます。平成 25 年 1 月から四日市市消防本部が市立四日市病院と、また平成 25 年 5 月から亀山市消防本部が市立医療センターと、病院派遣型の救急ワークステーションの試行運用を開始しております。

また、津市消防本部と三重大附属病院においても、平成 26 年度の試行運用に向けて準備、検討しているとの報道発表がされたところでもあります。

4 ページをごらんください。

救急ワークステーションの運用が広まっている背景でございます。

その一番目としまして、救急件数は毎年、過去最多を記録しております。平成 25 年中の当消防本部管内の救急件数は、7,550 件となっております。

総務省消防庁は、人口は減少局面に入っているが高齢化が進み、急病や転倒などのけがで搬送されるお年寄りが多くなることから、平成 35 年ごろに出動件数がピークに達すると予測しています。

また、出動件数の増加に伴い救急車の現場到着は年々遅くなっており、さらに件数がふえれば助かる命が失われることが警告されております。

当消防本部の救急救命士の確保につきましては、消防職員から養成するとともに、平成 20 年度から救急救命士の資格者採用を始め、その充足に努めています。

5 ページをごらんください。

背景の二番目でございます。救急救命士の救命処置の推移としまして、処置範囲の拡大でございます。

救急救命士法の施行時において、救急救命士の救命処置は、半自動式除細動器による除細動と食道閉鎖式による気道確保と、薬剤を用いた静脈路確保の 3 行為でありましたが、その後、気管挿管、アドレナリン投与、心肺停止前の傷病者に対する自己注射が可能なエピネフリン製剤の使用が認められ、さらに平成 23 年にはビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能となるなど、処置範囲は 7 行為にまで拡大されています。

また現在、ブドウ糖溶液投与、心肺機能停止前の静脈路確保といったさらなる処置範囲が拡大される見込みです。

救急救命士のこれらの救命処置は、医師の指示が必要であり、また、その行為を検証してその質を担保するメディカルコントロールのもとに実施されなければならない。そのため下の表の救急救命士資格取得後の就業前教育、救急救命士の就業後の再教育、医学的事後検証といった教育訓練が課せられています。

6 ページにつきましては、救急隊の配置状況でございます。

神田久志本町にあります本署及び御薗、小俣分署に専任の救急隊を配備しています。配置人員につきましては下の表のとおりでございます。

7 ページをごらんください。

背景の三番目としまして、救急業務の課題でございます。

まず、アの増加する救急要請への対応です。今後も救急要請は増加し、65 歳以上の搬送者の増加が顕著となっております。また同一地域での救急要請が重複し、管轄外の遠方の救急隊の出動が年々増加し、現場到着時間の延伸が懸念されるところでもあります。

次にイの救急救命士教育研修体制の確立でございます。

救急救命士の高度な知識・技術を保持し質を担保していくため、救急救命士の就業後の再教育の一環として、2 年間に 128 時間以上の病院実習・研修等が課せられています。そのため、これらの実習、研修の体制を確立しなければなりません。

次にウの救命処置拡大への対応でございます。

救急救命士制度発足後、その処置範囲は拡大し、今後もさらに処置拡大される予定であります。

次に 8 ページ、エの救急救命士教育派遣中の現場活動要員の確保でございます。

現在、行っている病院実習及び研修等における課題として、勤務中に救急救命士を派遣するため、現場活動要員の確保に苦慮しています。また救急救命士が増加するほど病院実習及び研修等に派遣する回数も増加します。さらに救急救命士が行う救命処置が拡大されれば、新たな資格認定を受けるための講習及び症例実施の病院実習への派遣が必要となります。

これらの背景から当消防本部においても、昨年より市立伊勢総合病院と救急ワークステーションの運用について協議、検討を重ねてまいりました。

市立伊勢総合病院の御理解と御協力により、4月から試行運用を実施する方向で話がまとまってまいりました。

試行運用の概要につきましては下の表のとおりでございます。

運用方式は、病院派遣型とします。

運用開始でございますが、平成26年4月中旬ごろからを検討しています。

運用日は週1回、祝祭日を除く火曜日の午後1時から5時までとしています。

傷病者の収容病院は、市立伊勢総合病院を基本としています。

医師の同乗につきましては、今後の検討課題となっております。

派遣する救急車は、現在本署に配備している救急車としています。

派遣する救急隊員は、各署所の救急救命士及び救急隊員をローテーションで派遣することとしています。

出動指令は、PHS電話及びファックスを整備して救急隊に指令することとしています。

出動区域は、派遣する救急車の管轄区域である本署管内及び他管内への応援出動としています。

病院実習内容は救急外来の処置介助、病棟における看護実習及び処置介助、各種手術・検査の見学等のうち、出動に支障のない実習を行うこととしています。

今回の救急ワークステーションに係る施設、設備の整備費としましてPHS電話機、ホームファックス、及びこれらの回線工事費等で合計41万円を見込んでいます。

市立伊勢総合病院内の救急車の配置場所及び救急隊員の待機室並びに病院実習の内容については、10ページ以降の別紙のとおりとなっております。

以上、救急ワークステーションの試行運用について御説明させていただきました。

よろしく申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さん。

本件の報告内容について、御発言がありましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

それでは、本件の報告案件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会をさせていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 59 分